勝央町有害鳥獣防護柵設置補助金交付要綱

（趣旨）

第1条　この告示は、有害鳥獣による農作物への被害を防止するため、防護柵の設置等を行う者に対し、予算の範囲内において、勝央町有害鳥獣防護柵設置補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、勝央町補助金交付規則（平成24年勝央町規則第5号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（定義）

第2条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）鳥獣被害防止総合対策交付金事業　鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）及び岡山県鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱（平成22年4月1日付け農振第3号農林水産部長通知）で定める補助事業をいう。

（2）防護柵　電気柵、ワイヤーメッシュ柵及び金網柵をいう。

（3）受益地　勝央町内の農地であって、防護柵を設置することにより、有害鳥獣の被害を防止できる一団の農地をいう。

（4）既受益地　受益地のうち、本補助金又は国若しくは他の地方公共団体から同様の補助を受けて防護柵を設置し、交付申請時に別表の耐用年数を経過していない農地をいう。

（補助金の交付対象者）

第3条　補助金の交付対象者は、次の全てに該当する個人とする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（1）鳥獣被害防止総合対策交付金事業の対象とならない者

（2）勝央町内に農地を所有し、継続して耕作する者

（3）営農を目的として作付けする農地に防護柵を設置する者

（補助金の交付対象要件）

第4条　補助金の交付対象となる農地は、次に掲げる要件を満たすものとする。

（1）有害鳥獣の被害が著しい又は予見される勝央町内の農地であること。

（2）既受益地でないこと。ただし、水路又は道路等の防護柵を設置していない箇所から有害鳥獣の侵入が確認され、当該水路又は道路等に対策を講じる場合は、この限りではない。

（補助金の交付対象経費及び額）

第5条　補助金の対象となる経費は、有害鳥獣の侵入を防ぐための防護柵の購入費用で、次に掲げる要件を満たすものとする。

（1）面積が1,000平方メートル以上の農地を単独又は連坦して囲うもの

（2）防護柵の高さは、地上から1.8メートル（電気柵の場合は5段張り。）以上確保できるもの

（3）ワイヤーメッシュ柵又は金網柵については、くぐり抜けを防止するため、地際の補強等を講じているもの

2　補助金の額は、前項に規定する防護柵の購入費用の2分の1以内とし、1申請当たり150,000円を上限とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条　補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、勝央町有害鳥獣防護柵設置補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、勝央町長に提出しなければならない。ただし、同一の交付申請者の申請は、同一年度内に1回限りとする。

（1）実施計画書

（2）事業実施に係る見積書

（3）事業実施場所の位置図

（4）その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条　町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、勝央町有害鳥獣防護柵設置補助金交付決定通知書（様式第2号）により交付申請者に通知するものとする。

（補助金の変更承認申請）

第8条　前条の規定により交付決定を受けた交付申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに勝央町有害鳥獣防護柵設置補助金変更承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第9条　交付決定者は、補助事業を完了したときは、その完了した日から起算して20日を経過する日又は補助事業実施年度の3月末日のいずれか早い日までに、勝央町有害鳥獣防護柵設置補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（1）領収書その他の補助対象経費の支出額が確認できる書類

（2）完成写真

（3）その他町長が必要と認める書類

2　町長は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る書類等の審査及び現地調査により、補助事業の成果が補助金の交付の目的に適合するものであるかを調査しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条　町長は、前条に規定する報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、勝央町有害鳥獣防護柵設置補助金確定通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条　補助金の交付を受けようとする交付決定者は、前条の規定による補助金の額の確定後に、勝央町有害鳥獣防護柵設置補助金請求書（様式第6号）を、町長に対し提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第12条　町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に補助金が交付されているときは、その全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（1）この告示の規定に違反したとき。

（2）補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

（3）次条第2項の規定に違反したとき。

（4）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（防護柵の管理）

第13条　防護柵の管理は、交付決定者が行うものとする。

2　当該防護柵は、補助金の交付の目的に反して使用し、又は譲渡してはならない。

（関係書類の整備）

第14条　交付決定者は、補助事業の執行状況及びその収支についての帳簿その他関係書類を整備し、補助金の交付が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（その他）

第15条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

　この告示は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

耐用年数

|  |  |
| --- | --- |
| 防護柵の種類 | 耐用年数 |
| 電気柵 | 8年 |
| ワイヤーメッシュ柵 | 14年 |
| 金網柵 | 14年 |